

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.112 2014.12.30
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

え！？鳥飼基地従事者以外の組合員は2名まで？？

いつから、そうなったの？？

職場集会開催に協約を勝手解釈し妨害！！

12月26日、私達、鳥飼基地で働く J R 東海労の4分会は、「鳥飼基地の井戸掘削問題」に関する集会を鳥飼基地の大阪仕業検査車両所管轄の会議室で開催しました。会議室を借りるにあたって鳥飼基地従事者とそれ以外の職場の組合員の参加予定者を提出し施設使用の許可申請を行いました。

しかし、職場管理者は「鳥飼基地従事者以外の組合員は2名までとしてください」と言ってきました。何故2名までなの？理由を聞くと以下のような返答がありました。

集会妨害は明らかです。

- 1、「セキュリティの問題だ。鳥飼基地従事者以外の組合員が3名以上になると管理できない。」
(同じ J R 東海社員なのに？) (入所時手続きをして証明書を胸から掛けていても？)
- 2、「前から、他労組も同じで1名か2名になっている。」
(支社に問い合わせると「いつからではない。その時の状況である。人数は最繁忙期であり、当日管理者が対応できる人数である」との回答。どちらが正しいの？)
- 3、「何か文章に書いてあるのですか？」の問いに「これは組合の権利ではない。便宜供与だ。」
(基本協約の一時的利用を定めた第226条にはそのようなことは書いてないのですが？) (協約の解釈の違い？ 団交事案？)
- 4、「もし、守られないなら取り消すことがあります。」
(基本協約第216条 会社は組合員の正当な組合活動の自由を認め、これにより不利益な扱いをしない。とありますが？)

私達4分会が開催した集会は、鳥飼基地の井戸掘削問題を他職場の組合員を招いて勉強する組合活動でした。何百人も来るのではなく、たった5人を申請しただけでした。

今回、会社は支社の窓口から地本の窓口に対して、「3名の参加を現場にお願いした」として鳥飼基地従事者以外の組合員の集会参加を3名としたが、いずれにしても協約を勝手解釈して集会を妨害する行為に他ならない！

今後は、協約に記載のない人数制限で集会を妨害するな！！